

令和 8 年 度

**島原地域広域市町村圏組合  
消防吏員採用試験実施案内**

消防本部管轄区域
島原市 南島原市 雲仙市（国見町及び瑞穂町）

島原地域広域市町村圏組合の消防業務に従事する消防吏員の採用試験を次のとおり実施します。

- 1 試験日 令和8年9月20日（日）
- 2 受付期間 令和8年7月21日（火）から令和8年8月21日（金）まで  
（郵送の場合は、令和8年8月21日までの消印有効。また、受付時間は土曜日、日曜日及び祝日以外の8時30分から17時15分まで）
- 3 受付場所 長崎県島原市新馬場町872番地2  
島原地域広域市町村圏組合 消防本部 総務課
- 4 試験職種、受験資格及び採用予定人員等

試験職種	職務内容	受 験 資 格	採 用 予 定 数
消防吏員	消防業務全般	学校教育法に基づく高等学校卒業程度の学力を有し、平成11年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた人	若干名
※ 採用後は島原地域広域市町村圏組合消防本部の管轄区域内に居住できる人 自動車運転免許の普通免許（オートマチック限定普通免許は除く。以下同じ）を取得している人、又は、採用の日までに普通免許を取得できる人（ただし、令和9年3月に卒業見込みの人は、採用後1年以内に普通免許を取得できる人）で採用後、5年以内に中型免許を取得できる人			

※ ただし、次の各号の一に該当する人は受験出来ません。

- (1) 日本国籍を有しない人
- (2) 地方公務員法第16条に該当する人
  - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - イ 島原地域広域市町村圏組合職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 5 試験の方法及び内容等

### (1) 第一次試験

試験種別	試験の内容	
学力試験	教養試験 (出題分野)	公務員として必要な一般的知識及び知能についての多肢選択式による筆記試験 【出題分野】 時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する一般知能
	適性検査	消防職員に必要な適応性に関する調査
体力試験	消防吏員として必要な体力の測定を次の種目により行う。 ア 往復走    イ 立ち幅跳び    ウ 起き上がり    エ 握力 オ 腕立て伏せ (女子は膝つき腕立て伏せ)	

※ 学力試験には筆記用具及び上履きを、体力試験には運動ができる服装、運動靴（スパイク不可）及び体育館シューズを持参してください。

### (2) 第二次試験

第二次試験は、第一次試験合格者について個別面接による試験を実施します。

また、第二次試験については、胸部疾患の有無、視力、その他職務遂行に必要な健康度の有無、身体条件について検査するため、医療機関で受診した健康診断書を提出していただきます。

※ 試験当日は、筆記用具を持参してください。

## 6 試験の日時、場所及び合格者発表

試験種別	試験日時	試験場所	合格者発表
第一次試験	令和8年9月20日（日） 【学力試験】 受付 9時00分～9時30分 着席 9時40分 (1) 教養試験 10時00分～11時30分 (2) 適性検査 11時40分～12時40分  【体力試験】 受付 13時10分～13時15分 試験開始 13時20分	長崎県島原市新馬場町 872番地2 島原地域広域市町村圏組合 消防本部	第一次試験合格者には文書で通知します。 (当組合ホームページ及び掲示板に掲示します。)
第二次試験	令和8年10月下旬予定 (第一次試験合格発表の際にお知らせします。)	長崎県島原市新馬場町 872番地2 島原地域広域市町村圏組合 消防本部	第二次試験受験者全員に文書で通知します。

## 7 受験手続き等

### (1) 申込用紙（採用試験申込書・受験票）の請求先

採用試験申込書・受験票は、当組合消防本部総務課で交付します。

郵送で請求される場合は、封筒の表に『採用試験申込書請求』と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を必ず同封してください。

### (2) 申込方法及び注意事項

ア 採用試験申込書・受験票には必要事項を記入し、消防本部総務課へ提出の上、受験票を受け取ってください。

イ 郵送される方は、封書（簡易書留扱い）にしてください。

なお、受験票の郵便はがき欄に受験者の宛先を明記し、85円切手を必ず貼ってください。

ウ 申込みの際は、必ず採用試験申込書に写真を貼ってください。

写真は、申込み前6か月以内のもので、帽子をかぶらず正面から上半身を撮影した、縦5.5cm×横4.5cm程度の本人とはっきりわかるものとしします。

エ 写真がない場合は受付できません。

### (3) 個人情報の取扱い

受験申込者及び第一次試験合格者から取得する個人情報は、島原地域広域市町村圏組合の消防吏員を採用するという目的を達成するために利用するものであり、消防吏員採用に係る業務に必要な範囲でしか利用しません。

## 8 採用及び給与等

(1) 最終合格者については、令和9年4月1日付、採用予定です。

(2) 採用者は、採用後消防士に任命され、原則として長崎県消防学校での初任科教育課程に入校し、その後消防本部又は各消防署に配属されます。

(3) 配属後は、原則として二交替制（当番、非番）勤務となります。

(4) 給与については、「島原地域広域市町村圏組合の一般職の職員の給与に関する条例」に基づき支給します。

(5) 制服その他所要の被服は貸与されます。

## 9 その他

この試験について、ご不明の点がありましたら、下記までお問い合わせください。

〒855-0033 長崎県島原市新馬場町872番地2  
島原地域広域市町村圏組合消防本部 総務課  
電話 0957-62-7711  
ホームページ <https://www.shimabara-area/>